

第2期奈良県未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年9月1日現在における奈良県全市町村の行政区域とする。概ねの面積は36万9千ヘクタール程度（奈良県面積）である。

本区域は、自然公園法に規定する吉野熊野国立公園並びに金剛生駒紀泉国定公園、高野龍神国定公園、大和青垣国定公園及び室生赤目青山国定公園の一部区域並びに県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域を含み、また環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等が存するものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区及びシギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。



(2) 地域の特徴(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

【地理的条件】

本県は日本のほぼ中央部、紀伊半島の中央に位置する内陸県であり、西の京阪神地域、東の中京地域という産業の大集積地・大消費地の間に位置する。

県北西部に平坦な奈良盆地が広がり、これを囲繞する形で北東部には海拔 400～500 メートルの大和高原、南部には大峰山や大台ヶ原に代表される吉野山地が位置する。

奈良盆地は内陸性気候、吉野山地は山岳性気候に分類されるが、気候は概ね温暖で、台風・地震などの自然災害による被害が少なく、生活や企業活動にとって恵まれた自然環境である。

【産業の状況】

①農林水産業

前項に記載する地理的条件や高い生産能力を活かして古くから農業が発達しており、京阪神の大消費地への至近性を活かし、多品目少量生産ながら高度な栽培技術を駆使した生産性の高い多彩な農業を展開している。五條・吉野地域では、国営で開発された農地を中心に柿や梅などの果樹栽培が盛んであり、柿は全国 2 位の生産量(第 96 次農林水産省統計表)である。近年は、多様な作物が「大和野菜」として供給を広めつつあるほか、古代からの漢方の伝統を受け継ぎ、大和当帰をはじめとした生薬の栽培もおこなわれてきた。畜産業においても、「大和牛」「ヤマトポーク」「大和肉鶏」として流通を拡大しつつある。

また、森林資源に恵まれ、品質の高さにより全国的な知名度を誇る「吉野杉」等を産出する林業が、山村地域の基幹産業の一つとして重要な地位を占めている。

②工業

工業では、本県が永く歴史の中心的舞台として位置してきたことを反映して、古代から近世にまで遡る長い伝統を誇る産業が多い。代表的なものとしては、墨・筆・和紙・薬・漆器・素麺・清酒・茶せん・割り箸・赤膚焼などがある。江戸時代には、奈良晒や綿織物等の都市手工業・農村工業が発達し、明治時代には、農具が 4 位、綿糸が 5 位、綿織物が 7 位の生産を上げ、全国でも先進的な地域であった。

戦後復興期から高度成長期を通じて、繊維、木材、食品等の業種の割合が高かったが、昭和 40 年代以降に工業団地が開発されるようになってからは、県外からの企業立地が進み、一般機械、電気機械等の製造品出荷額が飛躍的に増加した。

現在では、製薬、靴下、木製品、プラスチック、毛皮革、履物、スポーツ用品などの伝統的な地場産業が盛んなほか、機械、食料品、金属、電子部品・デバイス、ゴム、化学等幅広い業種が、昭和工業団地(大和郡山市)、テクノパーク・なら工業団地(五條市)などの工業団地をはじめとして広域に分布している。

京阪神地域の電気機器産業・バイオ産業、中京地域の自動車産業・航空機産業の大集積地の中間に位置し、京阪神の大消費地の近郊に位置する本県では、その利便性を活かし、次項に記載するインフラの整備状況と相俟って、各種部品製造、工作機械製造、電気機械関連産業、生活関連産業などの産業が集積している。個々の業種としても、一般機械、電気機械、輸送用機械、食料品、プラスチック、金属、電子部品・デバイス、ゴム、化学、製薬など多岐にわたって全県に分布している。統計においても、事業所数・従業員数ともに、多様な業種によって構成されていることが見て取れる。

奈良県産業中分類別出荷額・事業所数・従業者数

(令和3年経済センサス活動調査(製造業に関する集計) 確報 奈良県結果)

産業中分類	出荷額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
製造業計	1,715,739	1,578	57,218
食料品製造業	220,963	158	8,031
飲料・たばこ・飼料製造業	14,094	41	721
繊維工業	59,184	182	4,226
木材・木製品製造業(家具を除く)	54,392	93	1,467
家具・装備品製造業	29,470	38	1,072
パルプ・紙・紙加工品製造業	56,412	57	1,997
印刷・関連業	77,813	56	2,936
化学工業	121,207	68	3,408
石油製品・石炭製品製造業	X	7	129
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	149,628	191	6,571
ゴム製品製造業	63,211	31	2,548
なめし革・同製品・毛皮製造業	3,776	9	205
窯業・土石製品製造業	31,119	78	1,253
鉄鋼業	34,361	35	891
非鉄金属製造業	17,070	13	584
金属製品製造業	146,035	189	4,607
はん用機械器具製造業	52,193	56	2,012
生産用機械器具製造業	111,849	97	4,487
業務用機械器具製造業	137,158	14	2,570
電子部品・デバイス・電子回路製造業	4,504	11	343
電気機械器具製造業	27,016	32	942
情報通信機械器具製造業	X	2	215
輸送用機械器具製造業	186,306	36	3,291
その他の製造業	107,028	84	2,712

(Xは公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所)

また、伝統的な地場産業においても製造技術や人材の面で強みがあり、プラスチック、毛皮革、履物、スポーツ用品製造等において高い産業集積が見られるほか、古代に淵源を発する生薬や大和の置き薬などから派生する漢方関連産業、近世から発展した繊維産業と深い関わりを有する靴下産業、三輪素麺を中心とする製麺、海外や首都圏での消費が拡大している清酒、林業・製材・木製品加工のブランド化等の取組が進展している。

さらに、次世代の産業として、スマートシティなどのエネルギー・環境分野、バイオサイエンス分野、新素材・デバイス分野及びその関連業種について、先進的企業や先端的研究機関を有する本県では特に大きな期待がかかっている。エネルギー・環境分野や次世代自動車の部品製造・工作機械製造においては、世界でもシェアの高い技術をもつ企業が県内で長く事業展開するなど、研究開発型企業の躍進の土壌ともなっている。

③商業・サービス業

2000年頃以降、ロードサイド型の大型ショッピングセンターが数多く出店される一方で、中心市街地の百貨店・スーパーマーケットの撤退が相次いだ。2020年代になっても、ロードサイド型の出店は続いている。商店街については、中心市街地における人口減少や消費動向の変化により、商店街の人通りが減少し、空き店舗が目立つところが増加しつつ

ある。一方で、「ならまち・ならきたまち」や「五條新町」など、歴史的景観が形成された地区において、ユニークな品揃えやこだわりのある経営形態により集客が見込まれる店舗が集積しつつある。

観光産業については、江戸時代に西国観音霊場が整備され、三十三所巡礼が盛んになるとともに、戦国時代の戦乱で荒廃した東大寺大仏・大仏殿再建に伴い、南都の観光都市化が進むなど、古代からの由緒ある寺社への参詣を基軸とした産業化が江戸時代に進展した。幕末・明治時代以降は、前述の寺社にとどまらず、史跡や王陵等の歴史遺産に対する観光需要が勃興し、鉄道網の発達相俟って、観光立県としての奈良県の地位が定まるに至った。

【インフラの整備状況】

①道路交通

本県では、西名阪自動車道及び名阪国道が、西は大阪・神戸、東は名古屋を結ぶ動脈を構成し、産業集積に重要な役割を果たしている。西名阪自動車道郡山下ツ道ジャンクションを起点にすると、大阪市役所周辺まで40分、神戸市役所周辺まで70分、名古屋市役所周辺まで110分程度でアクセスすることができる。

また、第二阪奈道路や南阪奈道路の開通により、大阪方面へのアクセスが強化されており、特に南阪奈道路は、連接する大和高田バイパスと併せて中南和地域から大阪への新たな動脈となっている。

そのほか、中和地域を東西に貫く中和幹線が平成23年度に全線開通し、北和～中和を南北に結ぶ大和中央道と共に、地域間交通の利便性向上に寄与している。

県では、平成26年7月策定、令和元年10月改定の「奈良県道路整備基本計画」において、京奈和自動車道をはじめとした骨格幹線道路ネットワークの整備や企業立地を支援する道路の整備を推進することとしており、郡山下ツ道ジャンクションの供用開始（平成26年度）、京奈和自動車道の御所南IC～五條北IC間の開通（平成29年度）等により、県内各地の相互往還や、特に橿原市以南の各地から大阪・名古屋方面への利便性向上等が図られている。また、令和8年春には、（仮称）橿原ジャンクション大阪方面接続ランプが開通予定となっている。

このように、県の東西・南北を短時間で結び、同時に関西大環状道路の一翼を担う道路網が機能し始めたことから、製造業、物流業をはじめ、県内におけるあらゆる企業活動の利便性が飛躍的に高まりつつある。

②鉄道

県内には、大和平野地域を中心に、大阪・兵庫・京都・三重・愛知とのアクセスに主眼を置いた鉄道が高密度・高頻度に発達している。大阪・兵庫へは、近畿日本鉄道（以下、「近鉄」と略す。）奈良線（大阪難波以西は阪神電気鉄道なんば線）、けいはんな線（長田以西は大阪市営地下鉄中央線）、大阪線、南大阪線、西日本旅客鉄道（以下、「JR」と略す。）大和路線（関西本線）、学研都市線（片町線）が、京都へは、近鉄京都線、橿原線、JR奈良線が、三重・名古屋へは、近鉄大阪線、JR関西本線が、それぞれ都市間アクセス網を形成している。さらにリニア中央新幹線の間駅が奈良市附近に設置される予定となっている。鉄道交通の結節点となる近鉄大和西大寺駅を起点にすると、大阪・京都へは30分、神戸へは60分、名古屋へは65分程度でアクセスできる。

【支援機関等】

県では、奈良県産業振興総合センターをはじめとする技術開発や研究開発を支援する試験研究機関や産業支援機関を有している。試験研究機関では、奈良県薬事研究センター、奈良県産業振興総合センター、奈良県農業研究開発センター、奈良県森林技術センター、奈良県畜産技術センターが、産業支援機関では、(公財)奈良県地域産業振興センターがある。

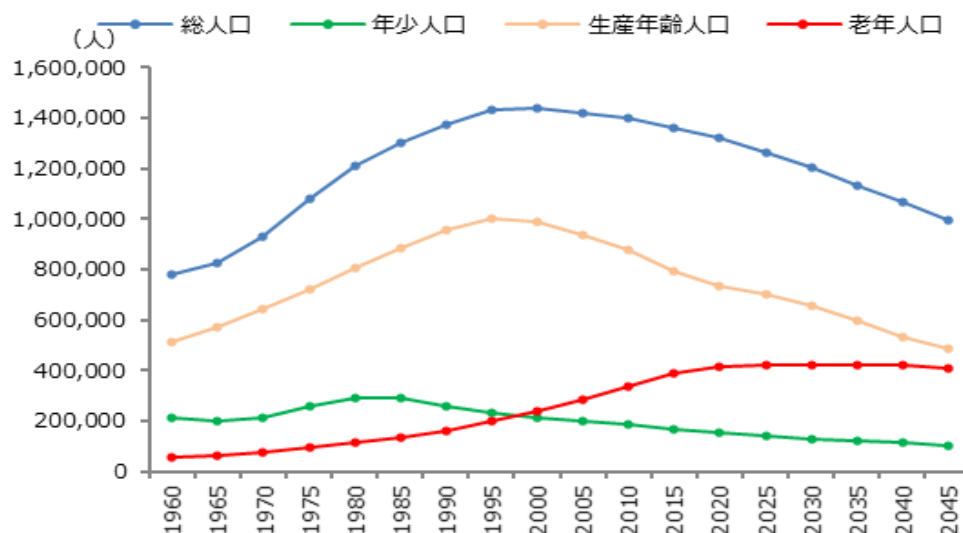
また、県北部の関西文化学術研究都市では、ノーベル生理学・医学賞を受賞した京都大学の山中伸弥教授がiPS細胞の研究を行ったことで有名な奈良先端科学技術大学院大学をはじめとする各種研究機関や多彩な施設が集積し、活発な研究活動が行われており、産学官連携による多くの成果が生まれている。

教育機関では、上記の奈良先端科学技術大学院大学をはじめ、奈良工業高等専門学校、全日製の県立高等学校のうち工業系が4校、農業・林業系が4校のほか、奈良女子大学(工学部(令和4年4月開設))、近畿大学(農学部)、奈良県立高等技術専門校、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター奈良、奈良県立なら食と農の魅力創造国際大学校などが人材養成を担っている。

また、県内には、奈良教育大学、奈良県立医科大学、奈良県立大学、天理大学、奈良大学、奈良学園大学、帝塚山大学、畿央大学等多様な大学が存在し、加えて近隣府県には、京都大学、大阪大学など理工系学部を有する大規模大学が通学圏内に多数あり、本県の人材育成に大きく寄与している。

【人口分布の状況】

促進区域の人口は132万人(令和2年国勢調査人口)であり、促進区域の10パーセント強の面積を占める奈良盆地周辺に集中している。一方、促進区域の60パーセント弱の面積を占める吉野郡の人口は3.7万人である。なお、促進区域の人口の90パーセント以上は、京阪神大都市圏に包含されている。



※2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年3月)からの推計
(「RESAS(地域経済分析システム)」(令和5年12月26日利用))

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

農林水産業については、すでに着手されている農産物・畜産品の品質向上とブランド化、高い知名度を誇る県産木材のポテンシャルを活かした流通拡大、農林業の観光利用等の取組により、取引量の拡大、付加価値の一層の向上に取り組む。

製造業については、当該地域において従業者数の 15.8 パーセント、付加価値額の 21.9 パーセント（令和 3 年経済センサス）を占めており、製造業が経済構造の中心をなしている。全国的に見て、新規工場立地が非常に好調である傾向を活かし、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、物流等の関連産業も含めた生産性改革をすすめ、質の高い雇用の創出を行う。

商業・サービス業については、中心市街地における大規模小売店舗の撤退や、商店街における空き店舗の問題が顕在化しつつあることに対し、高いポテンシャルを持つ観光資源や、高密度に整備された鉄道や道路インフラ等の地域資源を活用しながら、魅力的な店舗や新たな付加価値を生み出す産業の創出を行う。

観光産業については、他の地域に比較しても類い稀な観光資源を有しているにもかかわらず、必ずしも、宿泊をはじめとした消費に結びついていない。宿泊施設のキャパシティ・バラエティ双方の充実をはかるなど、観光産業の育成に努め、付加価値の創出を図る。

データセンターについては、津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や、大阪市、京都市、名古屋市といった都市部へのアクセスが容易な交通インフラを活用し、拠点整備を推進し、付加価値の創出を図る。

(2) 経済的効果の目標

【地域経済牽引事業による付加価値創出額】

※複数の特性を活用した事業計画については、主となる特性で計上している。

5 (1) における特性	現状（実施中の計画については申請書による予定値より算出）	計画終了後	増加率
①産業集積を活用した成長ものづくり分野	11,382,290（千円）	14,643,424（千円）	28.7%
②観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり	767,583（千円）	1,007,667（千円）	31.3%
③公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野	—	60,021（千円）	—
④奈良県の特産品を活用した農林水産・地域商社	—	60,021（千円）	—
⑤交通インフラを活用した物流	1,765,818（千円）	2,245,986（千円）	27.2%
⑥産業集積を活用した情報通信	48,490（千円）	108,551（千円）	123.9%
⑦データセンターをはじめとした電気通信事業分野	—	60,021（千円）	—
計	13,964,181（千円）	18,165,651（千円） （新計画にて 4,201,470 千円）	30.1%

(算定根拠)

地域経済牽引事業計画の承認件数は、平成 29 年度～令和 5 年 8 月末で 87 件あり、「5 (1) 地域の特性及びその活用戦略」における特性ごとの件数は、以下のとおりである。（複数の特性を活用した事業計画については、主となる特性で計上している。）

- ① 産業集積を活用した成長ものづくり分野 69 件
- ② 観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり 7 件
- ③ 公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野 0 件
- ④ 奈良県の特産品を活用した農林水産・地域商社 0 件
- ※①との併用で 1 件承認しているが、主となる①で計上
- ⑤ 交通インフラを活用した物流 10 件
- ⑥ 産業集積を活用した情報通信 1 件
- ⑦ データセンターをはじめとした電気通信事業分野 0 件

付加価値創出額の現状値は、令和 5 年 8 月末までに承認した計画における付加価値創出額

の実績（実施中の計画については申請書による予定値）より算出している。新計画では、1件あたり平均 3,705 万円の付加価値額（奈良県の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査））を創出する地域経済牽引事業を 70 件創出し（累計 157 件承認）、これら新規の地域経済牽引事業が促進区域で 1.62 倍の波及効果（平成 23 年奈良県産業連関表 経済波及効果分析ツール）を与え、促進区域で 181.6 億円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPI として、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意掲載の KPI】

5（１）における特性	現状	計画終了後	増加率
①産業集積を活用した成長もののづくり分野	69 件	123 件 (54 件新規承認)	78.3%
②観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり	7 件	11 件 (4 件新規承認)	57.1%
③公設試験研究機関を活用した成長もののづくり分野	0 件	1 件 (1 件新規承認)	—
④奈良県の特産品を活用した農林水産・地域商社	0 件	1 件 (8 件新規承認)	—
⑤交通インフラを活用した物流	10 件	18 件 (8 件新規承認)	80%
⑥産業集積を活用した情報通信	1 件	2 件 (1 件新規承認)	100%
⑦データセンターをはじめとした電気通信事業分野	0 件	1 件 (1 件新規承認)	—
計	87 件	157 件 (70 件新規承認)	80.5%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（１）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,705 万円（奈良県の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査結果））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で5パーセント増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）

(1) 重点促進区域

【区域の一覧】

	重点促進区域の名称	行政区域及び町丁目字	面積 (ha)
1	昭和工業団地	大和郡山市筒井町、椎木町、今国府町、西町、池沢町、馬司町、額田部寺町、額田部南町、額田部北町	116
2	桜井木材天理団地	天理市西長柄町	27
3	南大和テクノタウン（北宇智工業団地）	五條市近内町、出屋敷町、居伝町、小和町	70
4	テクノパーク・なら工業団地	五條市住川町	88.7
5	御所工業団地	御所市城山台	19.9
6	学研生駒テクノエリア	生駒市北田原町、高山町	124
7	高山サイエンスタウン	生駒市高山町	45
8	はじかみ工業団地	葛城市忍海、薑、新村、新町	36.3
9	唐院工業団地	川西町唐院、保田	22
10	結崎工業団地	川西町吐田、結崎	18.9
11	箸尾工業団地	広陵町南、弁財天、中	8
12	花吉野ガーデンヒルズ	大淀町福神	23.9
13	御所 IC 工業団地	御所市出屋敷、北十三、南十三	12
14	橿原北 IC 東エリア	橿原市飯高町	4.7

【概況】

①昭和工業団地

概ねの面積は116ヘクタール程度である。

第3次大和郡山市都市計画マスタープランにおいて、産業・雇用創出エリアに位置付けられており、都市計画における用途地域は工業専用地域・工業地域・準工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として150社程度が集積する場所

かつ区域内に大和まほろばスマート IC を抱え、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

②桜井木材天理団地

概ねの面積は 27 ヘクタール程度である。

天理市都市計画マスタープランにおいて、産業地区に位置付けられており、都市計画における用途地域は工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 60 社程度が集積する場所かつ三宅インターチェンジからも 4 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

③南大和テクノタウン（北宇智工業団地）

概ねの面積は 70 ヘクタール程度である。

五條市都市計画マスタープランにおいて、工業地に位置付けられており、都市計画における用途地域は工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場所かつ五條北インターチェンジからも 1 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

④テクノパーク・なら工業団地

概ねの面積は 88.7 ヘクタール程度である。

五條市都市計画マスタープランにおいて、工業地に位置付けられており、都市計画における用途地域は工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 30 社程度が集積する場所かつ五條北インターチェンジからも 1 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑤御所工業団地

概ねの面積は 19.9 ヘクタール程度である。

御所市都市計画マスタープランにおいて、工業専用ゾーンに位置付けられており、都市計画における用途地域は工業専用地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場所か

つ御所南インターチェンジからも2kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑥学研生駒テクノエリア

概ねの面積は124ヘクタール程度である。

生駒市都市計画マスタープランにおいて、市街地ゾーンの産業地に位置付けられており、都市計画における用途地域は準工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として140社程度が集積する場所かつ区域内を国道163号清滝生駒道路が通過し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑦高山サイエスタウン

概ねの面積は45ヘクタール程度である。

生駒市都市計画マスタープランにおいて、市街地ゾーンの産業地に位置付けられており、都市計画における用途地域は準工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として10社程度が集積する場所かつ関西文化学術研究都市のクラスターとして良好な研究開発環境や、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑧はじかみ工業団地

概ねの面積は36.3ヘクタール程度である。

葛城市都市計画マスタープランにおいて、工業地に位置付けられており、都市計画における用途地域は工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として30社程度が集積する場所かつ御所インターチェンジからも2kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑨唐院工業団地

概ねの面積は22ヘクタール程度である。

川西町第3次総合計画において、産業拠点に位置付けられており、都市計画における用途地域は工業専用地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として9社程度が集積する場所か

つ法隆寺インターチェンジからも 2 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑩結崎工業団地

概ねの面積は 18.9 ヘクタール程度である。

川西町第 3 次総合計画において、産業拠点に位置付けられており、都市計画における用途地域は工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場所かつ三宅インターチェンジからも 1 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑪箸尾工業団地

概ねの面積は 8 ヘクタール程度である。

広陵町都市計画マスタープランにおいて、地域産業立地地区に位置付けられており、都市計画における用途地域は準工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として、5 社程度が集積する場所かつ法隆寺インターチェンジからも 4 km で、三宅インターチェンジからも 3 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑫花吉野ガーデンヒルズ

概ねの面積は 23.9 ヘクタール程度である。

第 4 次大淀町総合計画において、産業振興ゾーンに位置付けられており、都市計画における用途地域は準工業地域に指定されている。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場所かつ五條北インターチェンジからも 4 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑬御所 IC 工業団地

概ねの面積は 12 ヘクタール程度である。

御所市都市計画マスタープランにおいて、工業ゾーン及び住工複合ゾーンに位置付けられており、都市計画における用途地域は準工業地域及び工業地域に指定されている。

本区域は、県が御所市と協働して新たな産業集積地を形成し、民間企業を誘致する事業として整備中である。関西国際空港や大阪港から車で1時間とアクセスが良く、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域は含まない。

⑭ 橿原北 IC 東エリア

概ねの面積は4.7ヘクタール程度である。

本区域は橿原市都市計画マスタープランにおいて、工業流通系の土地利用の誘導を図っていく産業誘致ゾーンに位置付けられている。

本区域は、京奈和自動車道（大和御所道路）の開通区間の南側終点（平成18年4月15日時点）に当たる橿原北インターチェンジに近接しており、西名阪自動車道へは10分程度でアクセスできる他、区域の南側の市道小槻町・十市町線によって当該インターチェンジと国道24号が結ばれている。また桜井市、橿原市、大和高田市、広陵町、香芝市を東西に貫く、中和幹線にも近接し、自動車交通の非常に優れた場所である。

これらの優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

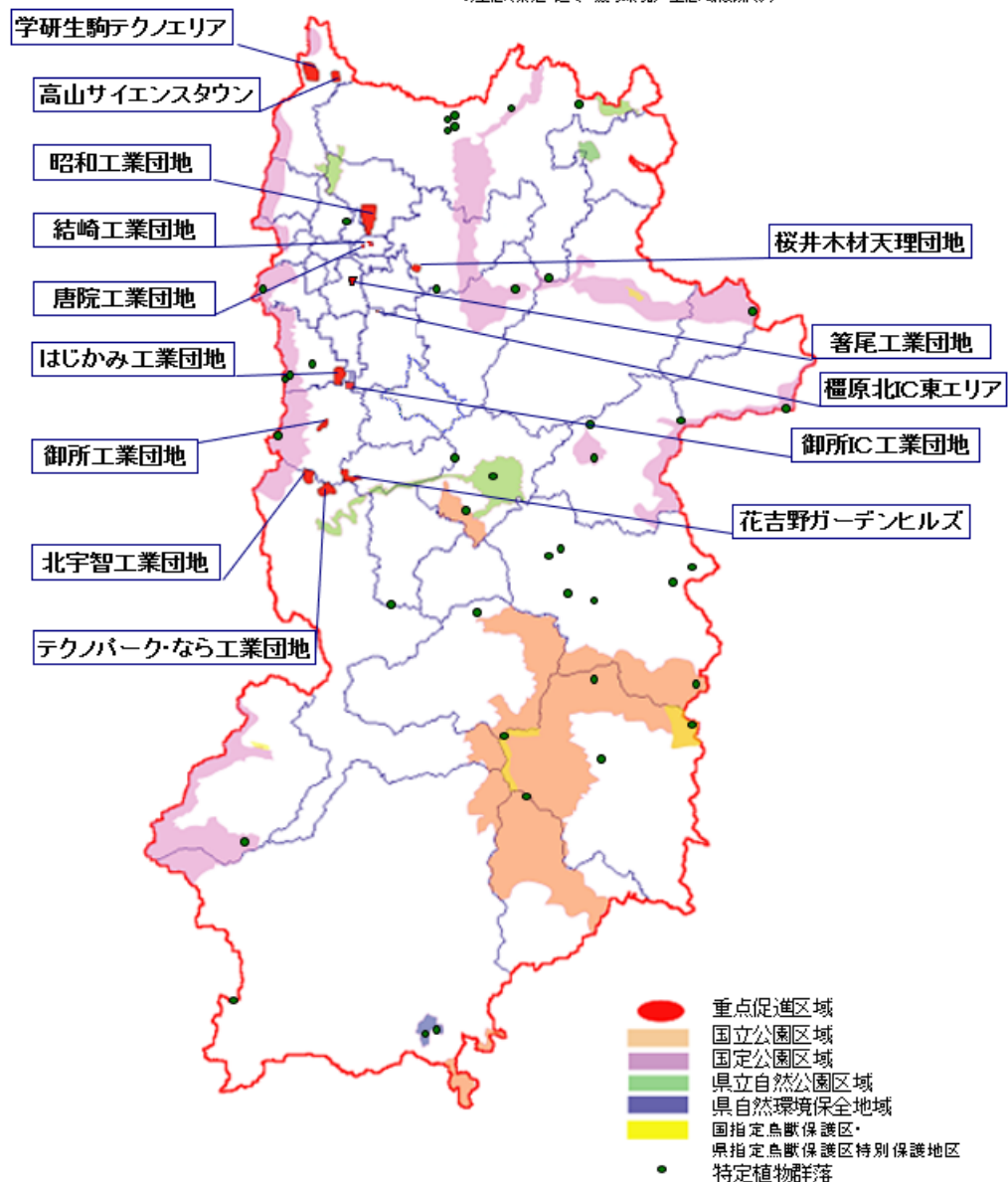
なお、本区域は、市街化調整区域（4.7ha）であり、且つ、一部に第1種農地（0.6ha）を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

【重点促進区域の位置】（環境保全上重要な地域について、重点促進区域に含まれない）

重点促進区域

集積区域：県内39市町村

（但し、自然公園法に規定する国立・国定公園区域及び県立自然公園区域、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、環境省指定の特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び国内希少野生動植物の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域は除く。）



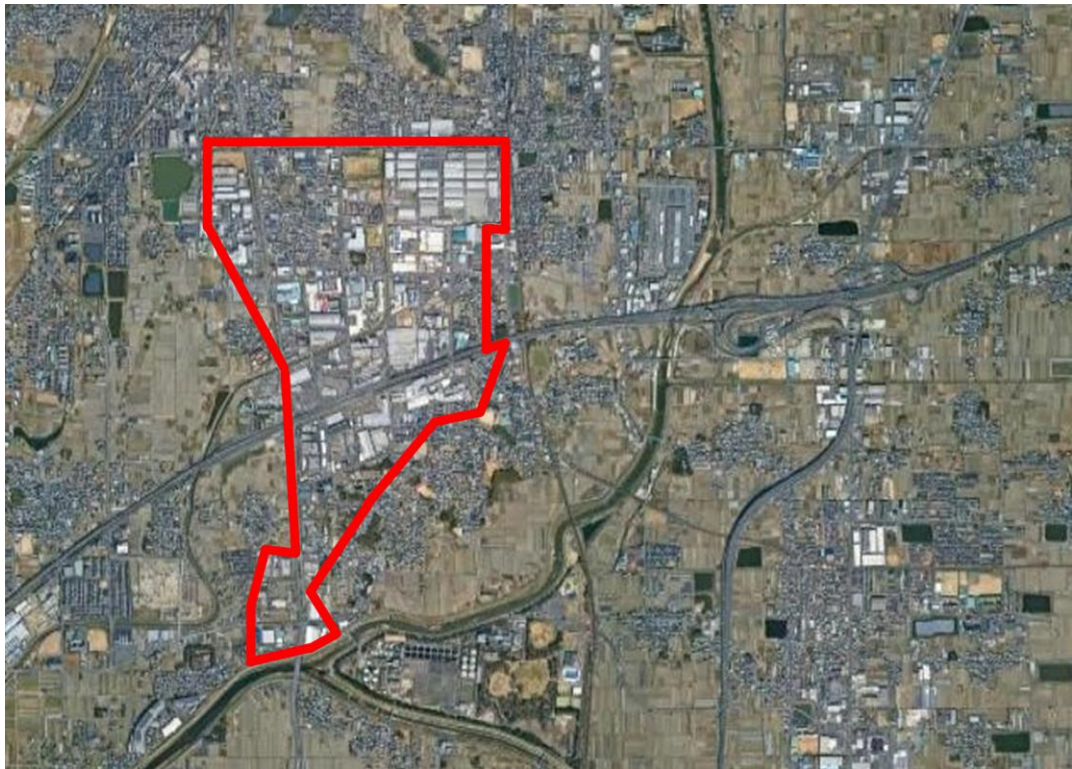
学研生駒テクノエリア



高山サイエスタウン



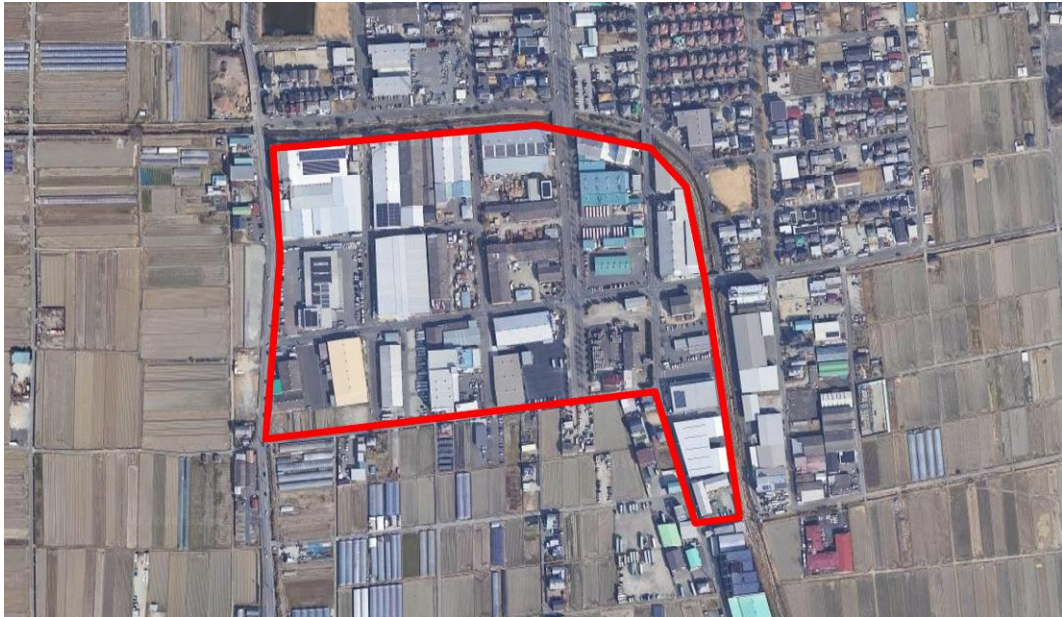
昭和工業団地



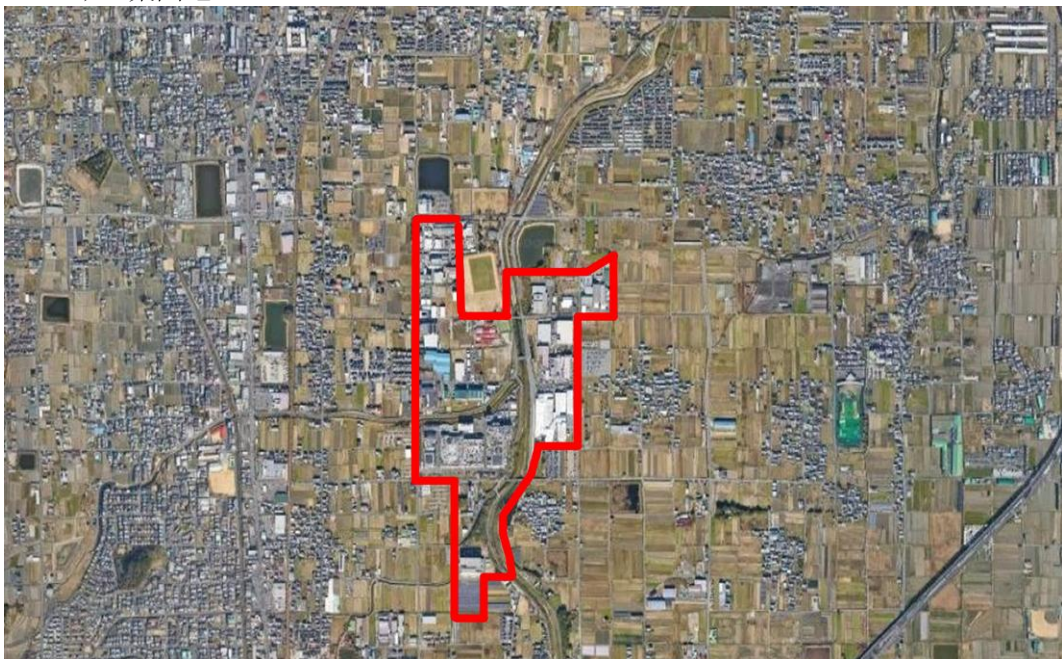
唐院工業団地（左）及び結崎工業団地（右）



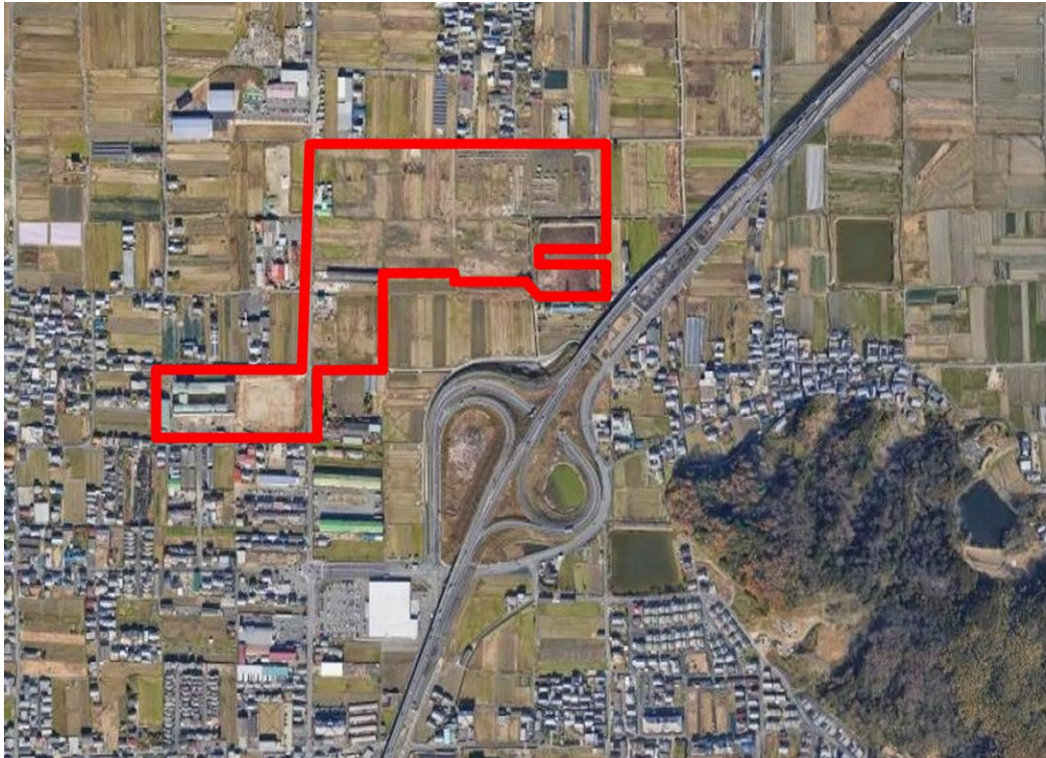
桜井木材天理団地



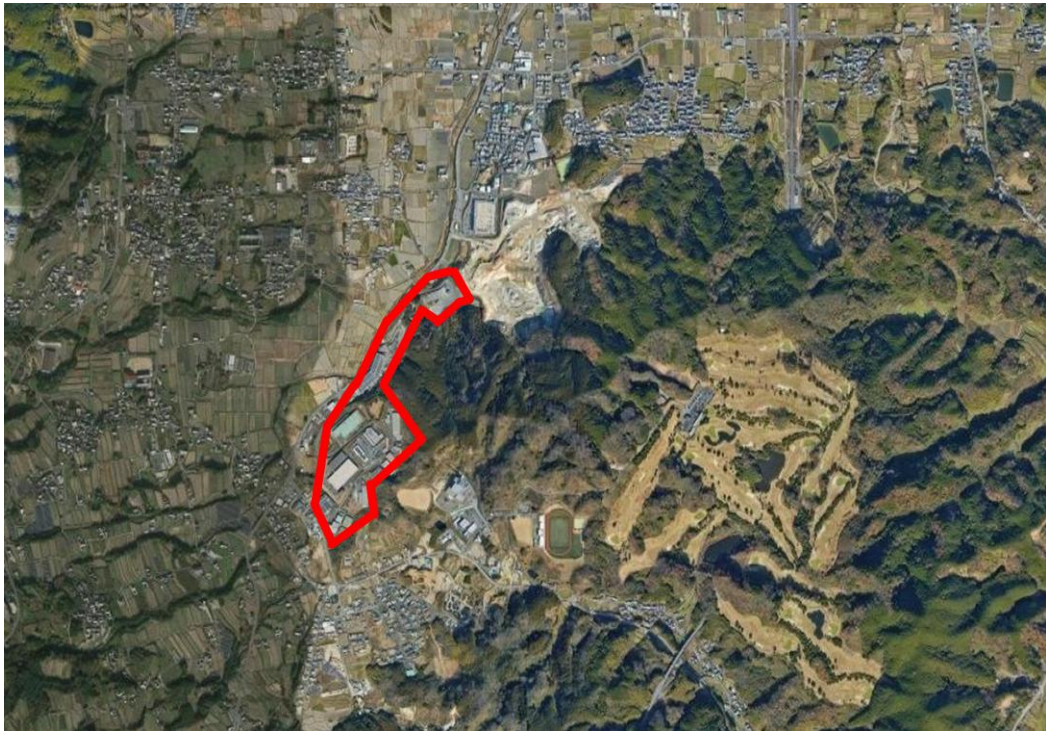
はじかみ工業団地



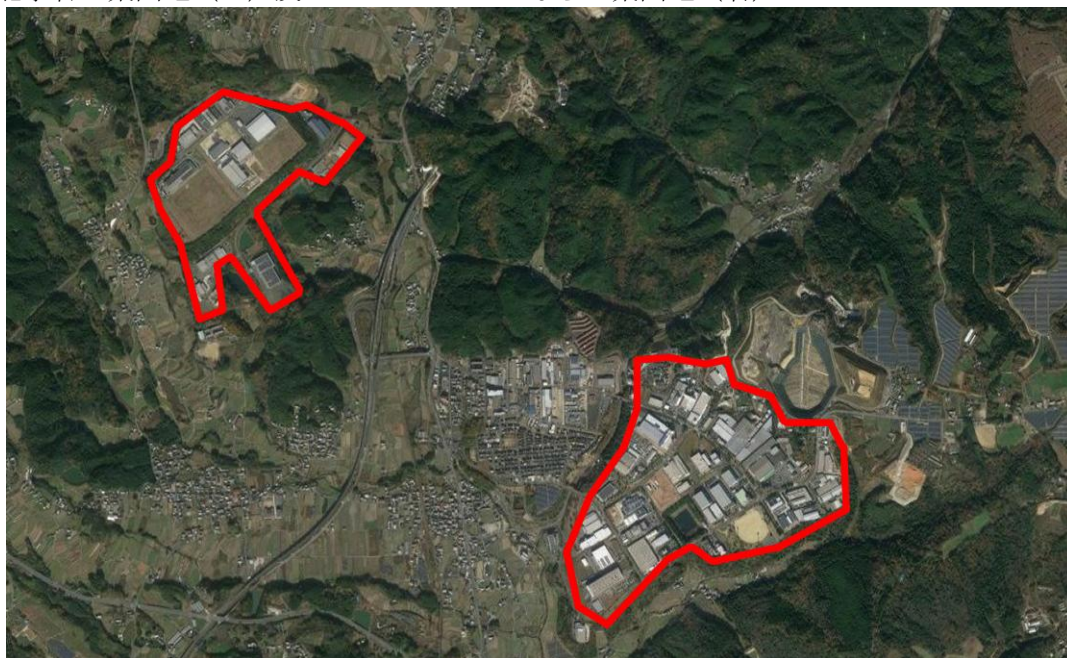
御所 IC 工業団地



御所工業団地



北宇智工業団地（左）及びテクノパーク・なら工業団地（右）



花吉野ガーデンヒルズ



箸尾工業団地



榎原北 IC 東エリア



（２）区域設定の理由

上記（１）に掲げる１～１３の区域は、いずれも、工場を集積させる地域として造成された工業団地又は工業団地以外であって新規立地又は既存工場の規模拡大が見込まれる地域である。

一定面積を有する工業系用途地域及び都市計画区域外地域等のうち、重点的に企業立地を図る区域として市町村が選定した地域を、工場立地特例対象区域の設定を目的として重点促進区域に設定するものであり、農用地及び市街化調整区域における土地利用調整計画の策定を想定するものではない。

１～１２の区域は、既に工業団地となっており、区域内に工場が立ち並んでいる。１～１２の区域（９の区域を除く）には、遊休地は存在しない。９の区域には遊休地はあるものの、工場立地には狭小な土地であるため、立地事業者が限定される。

１３の区域は、企業からの関心が非常に高く、短期間で立地企業が決定すると予想され、遊休地になる見込みはない。

本県では平成２０年以降、４年毎に１００～１２０件の工場立地件数の目標を掲げ、企業誘致に取り組んでいるが、１～１３の区域のみでは４年毎に設定する目標の達成が困難であるため、１～１３の区域以外にも重点促進区域を設定し、企業誘致を促進する必要がある。

また、本県において地域経済牽引事業を実施する場合は、県内の市街化区域における工場立地に適した遊休地等を優先的に活用することとしている。

しかし、橿原市内の工業系用途地域内には活用できる遊休地はあるものの、土地の形状が不整形であり、工場立地には適さない。なお、五井町に存在する約２．３６haの市有地については橿原市が企業誘致の計画を進めているため、検討箇所には含めない。また、その他、工業団地、現に宅地化された土地において遊休地等は存在しない。

そのため、やむを得ず市街化調整区域内で、一部農地を含む地域に、１４の重点促進区域を設定することとする。

また、当該地域は市街化調整区域であり、一部には農地が含まれるものの、それぞれ京奈和自動車道（大和御所道路）のインターチェンジに近接しており、産業用地としてのポテンシャルが非常に高く、土地利用が望まれる場所である。市内外企業の工場等の立地の受け皿として当該地域において新たに産業団地を整備し、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別紙１記載のとおりとする。

５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづく

り分野

②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり

③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野

④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社

⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流

⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信

⑦奈良県の津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や都市部へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした電気通信事業分野

(2) 選定の理由

①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

【地域の特性の選定理由】

奈良県においては、大消費地に近接し、道路・鉄道等の交通網が発達していることから、市場へのアクセスや雇用の確保の面において有利であるという地勢がはたらき、近年、急速に産業集積が進んでいる。工場立地動向調査においては、平成29年～令和4年の6年間で196件の立地があり、特に直近の令和4年の立地件数33件は、全国9位（近畿2位）で全国における工場立地件数の3.4パーセントである（令和4年工場立地動向調査）。

産業集積の進展に呼応して、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の活用も盛んであった。地域経済牽引事業計画のうち、成長ものづくり分野の承認件数は、平成29年度～令和4年12月末までの間に62件あり、全国の製造業における承認件数（平成29年度～令和4年12月末）3,249件の1.9パーセントを占める。全国人口に占める奈良県の割合が1.0パーセント、国土に占める奈良県の割合が1.0パーセントであることを考慮すると、奈良県において製造業を中心とした産業集積が急速に進展していると言える。

特に集積が進んでいる業種の概況は以下のとおりである（製造品出荷額、付加価値額、労働生産性はいずれも総務省「令和3年経済センサス」による。工場立地件数は、いずれも経済産業省「工場立地動向調査」統計値の集計による。）。

《食料品製造業》

製造品出荷額が220,963百万円で県内製造業では1位である。付加価値額は94,632百万円で県内製造業1位、付加価値構成比の14.8パーセントを占めており、全国と比較して4.2パーセントも高い。労働生産性は1,178万円であり、全国と比較して25.6パーセントも高い。付加価値特化係数が1.4、労働生産性特化係数が1.3であり、全国より高位にある。平成29年～令和2年の工場立地件数は15件であり、全国(583件)の2.6パーセントを占め、全国と比較して集積が進む傾向にある。

《繊維工業》

製造品出荷額が59,184百万円で県内製造業では11位、付加価値額は21,992百万円で県

内製造業 13 位と県内製造業では大きなシェアを占めていないが、全国と比較すると製造品出荷額特化係数は 3.0、付加価値特化係数は 2.5 と顕著に高い。また、事業所数が 182 と県内 3 位であり、従業者構成比が 7.4 パーセントと全国 2.9 パーセントに比べて圧倒的に多い。平成 29 年～令和 2 年の工場立地件数は 1 件であり、全国 (93 件) の 1.1 パーセントを占める。

《プラスチック製品製造業》

製造品出荷額が 149,628 百万円で県内製造業では 3 位であり、付加価値額は 52,077 百万円で県内製造業 4 位、事業所数は 191 で県内製造業 1 位である。また、従業者構成比が 11.5 パーセントあり、全国 5.9 パーセントに比べて圧倒的に多い。付加価値特化係数が 1.7、労働生産性特化係数が 0.7 であり、全国と比較して付加価値特化係数が高位である。平成 29 年～令和 2 年の工場立地件数は 28 件であり、全国 (253 件) の 11.1 パーセントを占め、全国と比較して集積が進む傾向にある。

《業務用機械器具製造業》

製造品出荷額が 137,158 百万円で県内製造業では 5 位であり、付加価値額は 57,008 百万円で県内製造業 3 位である。労働生産性は 2,218 万円と県内 2 位であり、全国と比較して 87.8 パーセントも高い。付加価値特化係数が 3.5、労働生産性特化係数が 1.9 であり、全国と比較して顕著に高い。平成 29 年～令和 2 年の工場立地件数は 2 件であり、全国 (84 件) の 2.4 パーセントを占め、全国と比較して集積が進む傾向にある。また、一人あたり現金給与額が 633.3 万円と県内では 1 位、全国製造業の平均を 35.6 パーセント上回っており、県内製造業の平均賃金を底上げする力を有する。

《電気機械器具製造業》

製造品出荷額が 27,016 百万円で県内製造業では 18 位であり、付加価値額は 8,707 百万円で県内製造業 18 位である。労働生産性は 924 万円と県内 16 位であり、全国と比較して 29.6 パーセント低い。付加価値特化係数が 0.2、労働生産性特化係数が 0.7 であり、全国と比較して下位であるほか、一人あたり現金給与額が 357.5 万円と県内では 16 位、全国製造業平均を 35.6 パーセント下回っている。

《輸送用機械器具製造業》

製造品出荷額が 186,306 百万円で県内製造業では 2 位であり、付加価値額は 755,444 百万円で県内製造業 2 位、労働生産性は 2,292 万円と県内 1 位である。付加価値特化係数は 0.8 だが、労働生産性特化係数が 1.6 と顕著に高く、一人あたり現金給与額が 569.9 万円と県内では 2 位であり、県内製造業の平均賃金を底上げする力を有する。

上述のように、奈良県のものづくり分野は、近年の全国と比較して極めて活発な工場立地動向に支えられ、産業集積が進展しつつあるほか、地域経済牽引事業計画の活用に見るとおり、旺盛な投資傾向が続いており、今後の地域経済を牽引するにあたり、主軸となる産業分野である。

このことから、各産業分野の集積を充実することにより、成長ものづくり分野の稼ぐ力を涵養し、地域経済の活性化を目指す。

②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり

東アジアとの交流を基層として、国家形成をしてきた日本の歴史、日本の始まりそのも

のが奈良の歴史文化であり、本県にはその国家の成り立ちをたどっていくための手がかりとなる遺跡や文献、文化財が全県に渡って大量に分布している。県内に存する世界遺産数及び国指定史跡名勝天然記念物数は全国 1 位、国宝・重要文化財指定件数は全国 3 位、人口 100 万人あたりの歴史博物館数は 9.9 館（全国 7 位）である（国宝・重要文化財都道府県別指定件数一覧（令和 5 年）及び社会教育調査（令和 3 年度））。

これら膨大な数の文化財が恵まれた自然環境とともに独特の景観を構成し、観光資源として多くの観光客を集めていることも本県の特徴である。県立奈良公園、国営飛鳥藤原宮跡歴史公園、国営平城宮跡歴史公園をはじめとした大規模な都市公園が県内各地に整備されており、人口 1 人あたりの都市公園面積は 13.9 m²（近畿 1 位）となっている（令和 3 年末都市公園等整備現況調査）。

また、本県を訪れる外国人訪問客は平成 24 年に約 28 万人であったが、令和元年には約 349 万人と大幅に増加しており、建築・庭園等の文化財をラグジュアリーホテルとして活用し、増加を続ける外国人観光客をはじめとした宿泊需要を取り込む先駆的な取組が始まっている。このような観光資源を活用した宿泊施設誘致をはじめ、周遊ルート整備、飲食店、商業施設、体験施設等に対する需要に対応するための環境整備を行っていくとともに、観光資源に加えて地域の農林産物や食の魅力の発信もあわせて行うことにより交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげる。

③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野

本県においては、県内産業への技術支援を担う奈良県産業振興総合センターをはじめとする 6 つの公設試験研究機関や奈良工業高等専門学校、さらに関西文化学術研究都市には奈良先端科学技術大学院大学など、ものづくり技術に関わる多数の研究機関と研究開発型の企業が立地している。

特に、その中核となる奈良県産業振興総合センターでは、県内企業の技術課題や研究ニーズに対応した研究開発や、社会情勢や技術動向に基づいて自らが独自に先導的な研究領域を設定し研究開発を進めており、県内企業に共同研究などを通じて技術移転を行っている。また、企業から年間 4 千件前後の技術相談が寄せられ、研究開発設備の開放利用時間は年間のべ約 3 千時間にのぼり、企業ニーズに密着した共同研究を例年 20 件程度実施している。

このように成長ものづくり分野をはじめ、高い技術力をもつ企業との産学官連携による研究開発・技術開発の促進に期待できることが大きな強みとなっており、その成果や技術の移転、普及を積極的に図っていくことで、あらゆる成長ものづくり分野に横断的に活用展開し、高度かつオリジナリティの高い高付加価値製品・サービスの創出につなげていく。

④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社

本県産業雇用に大きな効果をもたらすと考えられる生活関連製造業などの分野をはじめ、農業、林業・木材産業、文化・芸術・スポーツなど幅広い分野の振興に取り組んでい

る。様々な角度から各分野の振興に繋げるため、産業集積、収穫量、品質、歴史、文化・伝統などの観点で強みがある下記産品を中心に、本県特産物の生産力強化を図るとともに、ブランド力の向上を推進し、地域商社等による輸出の強化、販路拡大を図っていく。

【三輪素麺】	素麺生産量（平成 21 年農林水産業小麦加工食品動態等統計調査） 3,669 小麦トン 全国 3 位 和風めん 製造品出荷額等（令和 3 年経済センサス活動調査） 103 億円 全国 8 位
【靴下】	靴下 製造品出荷額等（令和 3 年経済センサス活動調査） 239 億円 全国 1 位 靴下 付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査） 87 億円 全国 1 位
【奈良のくすり】	配置薬 生産金額（平成 29 年薬事工業生産動態調査） 25 億円 全国 2 位
【柿】	柿 収穫量（令和 4 年農林水産省作物統計（果樹）） 29,500 トン 全国 2 位 柿 栽培面積（令和 4 年農林水産省作物統計（果樹）） 1,780 ヘクタール 全国 2 位

⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流

奈良県では、中京圏・近畿圏を結ぶ大動脈である西名阪自動車道／名阪国道が東西を縦貫し、これを南北に直交する形で、京奈和自動車道の順次供用や整備が進められており、大和郡山市には両自動車道を結節する郡山下ツ道ジャンクションが供用開始されるなど、交通の一大結節点が形成されている。また、平成 31 年 4 月には、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として、西名阪自動車道や京奈和自動車道等を重要物流道路に指定するなど、平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保に向けた取り組みも進んでいる。さらに、令和 3 年 7 月には、国および本県にて、「新広域道路交通ビジョン」「新広域道路交通計画」が策定され、令和 4 年 4 月に、国道 168 号や国道 169 号が重要物流道路に指定されている。鉄道については、通勤・通学における鉄道利用の人口が 1 億 3 千万人で全国 10 位（令和 2 年国勢調査）、府県相互間旅客輸送人員が 3 億 7 千万人で全国 14 位（国土交通省「令和 2 年貨物地域流動調査・旅客地域流動調査」）であるなど、奈良県における人員輸送において最も重要な交通インフラとなっている。

これら道路交通・鉄道交通双方の充実が、ものづくり産業や、これを支える物流施設の集積につながっており、物流施設（道路貨物運送業、こん包業）としては、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業計画の承認件数が増加しており、令和 5 年 8 月末までに 10 件承認している。なお、令和 3 年経済センサスによれば、1 事業所あたりでは、従業員数 26.1 人（全国 25.4 人）、付加価値額 0.97 億円（全国 1.00 億円）、労働生産性 373.2 万円/人（全国 393.9 万円/人）である。

今後も、道路貨物運送業、運輸に附帯するサービス業（こん包業に限る）といった物流分野への支援を通じて、ものづくり産業の振興も含め、地域経済の活性化を目指す。

⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信

本県では、①で述べたとおり、近年、急速にものづくり産業の集積が進んでおり、今後の新製品開発や高付加価値化、新たなサービスの開発や生産方式の導入など事業を高度化し、競争力を高めていくために、情報通信関連は大きく寄与する分野である。情報通信業として、事業所数自体はまだ少ないものの、令和3年経済センサスによれば、平成30年の99事業所が令和3年には336事業所と340パーセントの増加率となっている。

今後も県内ものづくり産業を支える情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報通信技術利用業（コールセンター、バックオフィス等）、学術・開発研究機関等、情報通信分野への支援やITの産業活用の促進を通じて地域経済の活性化を目指す。

⑦奈良県の津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や都市部へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした電気通信事業分野

本県は、内陸県であるため津波リスクがないことや、活火山がないため万が一の噴火による被害が少ないことに加え、京阪神のいずれからでも交通至便な位置にある。

また、本県北西部には関西電力の大規模な変電所があるなど、データセンター等電気通信事業の立地に適している。

令和3年6月に経済産業省が公表した「半導体・デジタル産業戦略」で東京・大阪以外へのデータセンター拠点の誘致・最適配置を行うとしており、データセンターの地方拠点整備事業として、地方にデータセンター拠点を設置する事業者を支援する事業を実施している。

これらの社会情勢及び本県が有する交通インフラや立地特性を活用した、デジタルインフラ整備を促進し、データセンター等の維持管理に関わる各種サービス事業の拡大・進出を見込み、一層の地域産業の集積を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性の活用戦略に沿った事業の推進を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①不動産取得税課税免除措置の整備

県は、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、不動産取得税の課税免除措置に関する条例を整備する。

②固定資産税課税免除措置の整備

県は、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、固定資産税の課税免除措置に関する条例を整備する。市町村は、その財政状況及び税制の公平性を勘案しながら、必要な場合において、一定の要件を課したうえで、固定資産税の課税免除措置に関する条例を整備するよう努める。

③融資制度の整備

県は、地域経済牽引事業の推進に必要な資金の調達の円滑化を図るため、奈良県信用保証協会と連携しながら、承認地域経済牽引事業を対象とした融資制度を整備している。

④日本貿易振興機構（JETRO）との連携

県は、平成 30 年度に誘致をした日本貿易振興機構（JETRO）と連携し、地域経済牽引事業にかかる海外展開支援や県内へのホテル誘致、インバウンド需要取り込み等を支援する。

⑤地方創生関係施策

令和 4 年度以降のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、地場産業の成長の促進、まちの活性化につながる機会として、製造業者等による地域の魅力につながる店舗開設等をはじめ、産業集積を活用した成長ものづくり、観光資源等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり、県内の公設試験研究機関等が保有する技術を活用した成長ものづくり、特産物を活用した農林水産・地域商社、インフラを活用した物流、産業の集積を活用した情報通信、インフラを活用したデータセンター等の電気通信事業分野への支援を実施する予定。

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域企業の技術力向上のために、奈良県産業振興総合センターをはじめ、県及び市町村が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業計画の承認申請受付窓口所属（提案時に申請書が提出されていない場合にあつては、申請受付窓口になると見込まれる所属）で提案を受け付ける。

提案を受け付けた場合は、事業者の提案にかかる事項を所管する部局又は市町村に提案内容を通知し、対応を協議したうえで、当該所管部局又は市町村と共同して事業者へ回答する。

提案内容が事業実施の支障となっている規制に関する事項であるときは、県又は市町村が規制緩和を行う権限を有する場合、以下に掲げる各要件を満足するとき、当該提案にかかる事業実施について、当該所管部局又は市町村は、積極的に規制緩和の取組を行うものとする。

①事業計画の内容が、「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」を満足すると考えられるとき。

②規制の目的が、事業者が提案する代替の手段により達せられるものであると考えられ

るとき。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①施設整備等

1) 工業団地または立地適地の創出【市町村、県】

県による産業集積地の整備を行うほか、川西町唐院・保田地区等での工業系ゾーン設定、田原本町十六面・西竹田地区等での地区計画策定など、奈良県都市計画区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の各種計画や方針に整合・配慮した工場適地の創出にかかる取組を市町村と県で連携し、さらに戦略的に実施する。

2) 工場適地情報の収集及び活用【市町村、県、関係機関】

県、市町村、関係機関等の協力・連携により、工場適地情報を収集し、企業ニーズに応える用地情報提供を実施する。

金融機関やインフラ関連企業等といった企業立地に関係の深い業界との連携・情報交換を活発化させる。

3) インフラ整備【市町村、県、関係機関】

既存工業団地、工場適地等の道路、上下水道、電力、観光利用施設等の立地基盤整備を県、市町村及び関係機関が連携して取り組み、企業立地を促進する。

特に、立地環境向上の効果が高い道路整備について、引き続き積極的に取り組む。

4) 研究施設やインキュベーション施設等の活用【県、公設試、支援機関、大学等】

県、市町村、関係団体が協力・連携して、県内の研究施設やインキュベーション施設及び産業支援機関の活用促進を図る。

5) 設備の充実【公設試、大学等】

企業ニーズを的確に把握し、これに応じた設備の充実に努める。また、奈良県産業振興総合センターで、主に県内中小企業にとって利用価値が高い試験分析・測定装置などを有償で開放するなど、研究施設の設備を弾力的に活用できるよう支援体制を整備する。

②人材育成・確保

1) 企業人材ニーズの把握【市町村、県、支援機関】

企業アンケートや企業訪問を通じ、立地企業や立地希望企業が必要とする人材ニーズを把握し、企業の人材確保を支援する。

2) 地域雇用推進協議会の開催【県、国、経済団体】

地域雇用に関する施策を一体的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体等との協議の場を設けることにより、地域における望ましい雇用を実現するための施策を積極的に推進する。

3) 若年者就職支援【市町村、県、国、経済団体】

若年者等を対象に、職場実習訓練、職場見学・体験、個別カウンセリング、セミナー等の実施により、職業意識の醸成を図ると同時に、企業ガイドブックの配布、企業見学等の実施により、県内企業や県内就職に関心をもってもらうきっかけを作る。

また、企業合同説明会等を開催し、最終的には県内企業への就職を促進する。

4) UIJ ターン就職支援【県】

県外からの優秀な人材を確保するため、奈良県で働く魅力を「奈良で働くセミナー・相談会」の実施により情報発信する。また、県内企業での就業を伴う他府県からの移住者に対して、移住支援金を支給する。

5) 就職ポータルサイトの運用【県】

就職応援サイト「ジョブなら net」上で、求人・求職情報を登録してもらうことにより、企業側・求職者側の双方向から求人・求職を検索できる機能をもたせ、マッチングを支援するほか、雇用に関するイベントや合同企業説明会などの情報を発信し、必要な人に必要な情報を届ける。

6) インターンシップの推進【県】

就職活動を始める前から県内外の学生に奈良県企業について知ってもらう機会として、インターンシップを通じて県内企業の魅力発信を行い、県内就業率の向上を図るとともに、就職においてミスマッチのない離職防止につなげる。

7) 職業訓練実施事業【県】

労働者に求められる職業能力が多様化・専門化している現在、それに十分応えられる労働者の育成を目指して実施する。

8) 民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業【県、民間教育訓練施設等】

厳しい経済状況の中、求職者の再就職支援を図る観点から、職業訓練を実施し、就職が困難な方の職業能力の向上を図る。

9) 技能検定の実施【県、関係団体等】

技能の水準の維持・向上及び技能に対する適正な評価、技能尊重機運の醸成のため、国家検定である技能検定を実施する。

10) 技術者育成【県、公設試、大学等】

産業集積を図る上で不可欠となる技術・技能の蓄積と育成技術者・技能者を育成する。

奈良県産業振興総合センターでは、企業技術者を長期にわたり受け入れる研究者養成研修や、各種研修会・講習会などを通じ、ものづくり人材育成を図る。また、技術移転に重要なコーディネート力や企業ニーズに応じた研究開発のため、センター研究員自身の技術力・開発力の向上に努める。

11) 実践教育【県、経済団体】

産業界と県が連携し、県内工業高校の生徒に中小企業で活躍する熟練技能者が直接実践的な指導を行うことにより、実践技術向上とものづくりに対する関心を高める。同時に、県内ものづくり中小企業の中堅クラス技術者等を対象とした研修等を実施し、技術者のスキル向上を図る。また、森林を適切に管理する分野においては、特殊な技能・技術及び豊富な知識が必要なことから、奈良県フォレスターアカデミーにおいて当該技能・技術、知識を習得した人材の育成及び確保を図り、地域の雇用につなげていく。

③技術支援等

1) 研究開発の強化推進【県、支援機関、公設試】

県内企業等の新商品開発や販路開拓に向けた取組や県内産業の基盤強化に寄与する事業に対して補助金交付等の支援を行うことにより、企業の高付加価値獲得を推進する。

特に健康、医療、生活関連商品、農林水産物について、マーケットニーズに基づくものづくりを推進するための取組を強化する。

2) 技術相談・指導【県、公設試、大学等】

県内企業が有するさまざまな技術課題について随時相談対応を行うほか、特定産業については定期的に出向いて技術相談に応じる。また、必要に応じ県内企業を直接訪問し技術ニーズの把握に努めるとともに技術指導等を行う。

また、関西文化学術研究都市や奈良工業高等専門学校の有する研究成果や技術情報を県内企業に紹介し、企業ニーズとのマッチング等により、技術力の向上を推進する。

県内産業の基盤強化と新規産業創出のため、補助金等の支援を進める。

④ 経営支援

1) 総合的支援の実施【県、支援機関、経済団体】

奈良県における新事業創出並びに中小企業振興のため、創業、新事業・新分野への進出、経営基盤の強化など、県内企業が行う社会的構造変化への対応に対する取組に対し、総合的支援を実施する。

また、BtoB マッチングコーディネーターの配置や各支援事業の活用等を通じて、地域企業のニーズ、蓄積技術の把握を進め、立地企業・地域企業間及び地域企業間のビジネスマッチングを支援し促進する。

県内での起業に向けた機運醸成を図るため、ビジネスプランコンテストの開催等により、世界に通用するビジネスモデルを発信できるビジネスパーソンの発掘し、起業をサポートする。

2) 広域商談会・マッチングフェア等【県、関係機関】

(公財) 関西文化学術研究都市推進機構では、関西文化学術研究都市及びその周辺地域に立地している研究機関・大学、企業等が保有する知的財産・技術シーズの事業化を促進する産学官連携フェア「けいはんなビジネスメッセ」を開催する。

また、金融機関主催のビジネスフェアが開催されるなど、ビジネスマッチングの場が設けられている。

販路拡大の面では、国内のみならず、海外の著名な見本市等への県内企業の出展を支援することにより、バイヤー等との商談機会を提供するとともに、商談を通じて得られる評価を今後の商品企画に活かす機会として活用し、販路拡大を図る。

⑤ 周辺施策の活用及びインフラ整備

1) 企業立地インセンティブの活用【市町村、県】

市町村と県では、立地補助金・奨励金や課税免除等の優遇制度を設けるとともに、地域の優れた立地環境をPRすることで企業立地を促進する。

平成23年に発生した紀伊半島大水害により経済的に打撃をうけた県南部・東部地域への企業立地を促進するため、補助金の加算制度を設ける。

また、都市部での立地に限定されない情報通信関連業種に対する優遇制度を拡充す

るなど、集積産業の動向を注視し、効果の高いインセンティブとなるよう適宜見直しを行う。

2) 企業立地専門員等の配置【市町村、県】

県では、県内外の企業に積極的に本県への立地を働きかけるために企業誘致活動を専門に行う企業立地コンシェルジュを配置し、市町村では、企業立地を専門に担当する部署・職員を設置する等、より充実した誘致活動を行うことで企業立地を進める

3) 企業ニーズ把握【市町村、県、関係機関】

立地希望のあった企業に出向いてのニーズ把握やアンケート調査等により、幅広く企業ニーズの把握に努め、立地環境について課題があれば、金融機関やインフラ関係企業等とも連携して、その解決を図り企業立地を進める。

4) 誘致 PR 活動、担当者研修会等の開催【市町村、県、関係機関】

県、市町村や関係機関が連携して誘致活動を展開する。また、市町村の担当者を対象とした企業立地に関する情報交換などの研修や関係機関との意見交換会を開催する等、企業に的確で有効な情報提供を行うことによって企業立地を促進する。

また、東京や大阪でのトップセミナー開催や業界商談会への出展など、金融機関等と連携・協力して企業誘致を促進する。

5) 交通基盤整備の促進【市町村、県等】

京奈和自動車道の整備や西名阪自動車道の郡山下ツ道ジャンクション、大和まほろばスマート IC の設置等、産業集積に資する効果の高い道路整備や、リニア中央新幹線の整備促進に向けた取組を積極的に行い、立地企業の利便性を高めることで、企業立地を促進する。

6) 情報通信基盤の整備【市町村、県、関係機関】

特に大規模な企業集積を計画する場合には、企業が操業する上で必要となる情報通信基盤の確保を、関係機関と調整して進める。

7) 漢方のメッカ推進プロジェクト【市町村、県、支援機関、経済団体、関係機関、大学等】

地場集積産業の製薬業と奈良県立医科大学との連携強化を始め、産学官連携により企業立地や研究開発の促進を図る。

8) 県、市町村、民間企業、関係機関等が連携し、ネットワーク化による既存の施設及びインフラを活用した企業立地を促進する。

9) スタートアップへの支援

地域のイノベーションの好循環を生み出し、地域経済の活性化を図るため、スタートアップ・エコシステムの構築を目指した取組を行う。

10) 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

少子高齢化を背景に労働力需給が逼迫する中、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業として特定し、当該重要産業の安定的かつ経済的な発展を実現すべく、サプライチェーンを構築・強靱化する必要性が高まっている。本県においては、域外競争力のある産業や生産性の高い産業を中心に、サプライチェーンの国内回帰や BCP 策定によるリスク管理、取引先とのパートナーシップ構築に資する

取り組みを重点的に支援する。

11) 賃上げ促進支援

物価・エネルギー価格の高騰は県民生活や事業者経営に大きな影響を及ぼしており、県民の所得向上（賃金アップ）や地域の消費活性化、事業者の経営支援が極めて重要である。物価高騰克服に向け賃上げの促進や県内消費を喚起し、県民の所得増加を図る。

12) GX の促進支援

カーボンニュートラルの実現に向け、県内事業者に対し、省エネルギー設備及び太陽光発電等再生可能エネルギー設備の設置経費に対して補助を行う。

また、県から環境の専門家である環境カウンセラーを派遣し、温室効果ガス削減等の助言を行い、事業者の主体的な取組を支援する。

13) DX の促進支援

県内事業者の既存事業における生産性及び収益力の向上を図るため、デジタル技術の導入支援や、活用にあ資する取組を支援する。

支援内容としては、経理事務の電子化やデジタルマーケティングのための活用できる技術の紹介や提案と中期経営計画策定に向けた伴走支援を行う他、金融機関と連携し、デジタル技術導入に要する費用を補助する等の支援を行う。

14) 働き方改革の促進支援

働き方改革補助金により、働き方改革を行う企業を支援する。支援内容としては、健康経営優良法人認定制度、くるみん認定制度、安全衛生優良企業公表制度（ホワイトマーク）、ユースエール認定制度、社員・シャイン職場づくり推進企業、なら女性活躍推進倶楽部、女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等を取得、登録または計画策定している事業者が、県が認定する補助金を活用する際に加算を講ずる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度（最終年度）
【制度の整備】					
①不動産取得税課税免除措置の整備	条例制定済	運用	運用	運用	運用
②固定資産税課税免除措置の整備（県）	条例制定済	運用	運用	運用	運用
②固定資産税課税免除措置の整	施策の推進	運用	運用	運用	運用

備（市町村）					
③融資制度の整備（県）	運用	運用	運用	運用	運用
④JETRO との連携	運用	運用	運用	運用	運用
⑤地方創生関係施策	施策の検討	運用	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】					
公共データ公開	体制の整ったものから順次公開	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
受付窓口	基本計画同意に併せて窓口開設	運用	運用	運用	運用
【その他】					
①施設整備等	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用
②人材育成・確保	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用
③技術支援等	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用
④経営支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用
⑤周辺施策の活用及びインフラ整備	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくためには、公設試験研究機関である奈良県産業振興総合センターや、産業支援機関である公益財団法人奈良県地域産業振興センターをはじめとする支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。そのため、関係支援機関との連携関係の構築等に努め、支援体制の充実を目指す。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①奈良県産業振興総合センター

経営革新支援として、高付加価値獲得支援・販路拡大支援等を、また商業・サービス業支援として、「奈良ブランド」開発支援・伝統産業振興等を、さらにものづくり支援として、技術相談・設備開放・研究開発・試験分析・人材育成などの事業を行っている。

②(公財)奈良県地域産業振興センター

BtoB マッチング促進支援、専門家アドバイス、金融支援等あらゆる経営相談などの事業を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用にかんがみ、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が協調・連携して調整を行う。

また、廃棄物の減量化・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境保全等に対する規範意識の向上を目指す。

自然公園や水源地、里地里山など、環境保全上重要な地域内での整備に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境保全部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。なお、国立公園、国定公園、県立自然公園区域を含む事業計画を承認する際には、自然公園法・奈良県立自然公園条例を所管する環境省近畿地方環境事務所および奈良県景観・自然環境課へ事前に相談することとする。

(2) 安全な住民生活の保全

県では、「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」を平成 29 年度から策定し、県と警察が協働して持続的に安全・安心の施策を展開し、体系的・継続的に治安基盤を整備することで、安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指している。

また、交通安全対策については「奈良県交通安全計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

地域経済牽引事業の実施にあたっては、地域住民との協議を十分に実施するとともに、犯罪や事故を防止し、安全な住生活を確保するため、県警察や道路管理者との連携を図りながら、事業者に対し下記の取組を指導、要請する。

①防犯設備の整備

地域住民が、事業所及びその付近において、犯罪被害に遭うことを防止するため、防犯機器・設備の設置・整備を推進する。

②交通安全に配慮した環境の整備

地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設等については、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、交通安全に配慮した環境の整備を推進する。

③施設等の適切な管理

工場等における植栽の適切な配置等により見通しを確保するほか、公共空間や空地が地域住民の迷惑になる行為に利用されないよう適正な管理を行う。

④従業員への防犯・交通安全指導

従業員に対する法令遵守の徹底、交通事故防止、犯罪被害防止のための研修等の実施、外国人従業員に対する日本の法制度についての指導等を行う。

⑤地域における防犯活動への参画

地域住民等が行う防犯ボランティア活動への参加等の防犯にかかる地域の取組への協力を行う。

⑥不法就労の防止

外国人を雇用しようとする場合において、旅券、在留カード等による当該外国人の就労資格の有無を確認するなどの必要な措置を実施する。

⑦警察への連絡体制

犯罪や事故等の発生時における地域住民や警察等の関係機関への連絡体制を整備する。

(3) その他

国が定める「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」第一ト(1)により毎年度実施されることとされている、基本計画の目標に対する進捗状況の取りまとめ及び承認地域経済牽引事業計画の実施状況の取りまとめ等に併せて、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

本県では、県土のさらなる有効利用を図るという観点に立って、県内への企業誘致により雇用の場を確保することで、地域振興を図るため企業誘致に必要な新たな産業用地として工業ゾーンを設定する取組を行う。一方で、県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るため「特定農業振興ゾーン」を設定し、担い手への農地の集積や荒廃農地の発生防止、多様な担い手の確保等を推進するなど奈良らしい農業を展開するための施策を進め、農地を保全すべき区域と都市的土地利用をすべき地域等の調和を図る「農地マネジメント」に取り組んでいる。

なお、やむを得ず農地を含める場合には、

①農用地区域外での開発を優先すること

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

③面積規模が最小限であること

④面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した地域を含めないこと

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

等「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」に配慮するものとする。

本計画において設定した1～13の重点促進区域は、4(3)に記載する工場立地特例対象区域への設定を目的としたものであるため、これらの地域において土地利用調整計画の策定を想定するものではない。

14 の重点促進区域は、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 14】

（市街化調整区域）別紙 2 参照

（農地）別紙 3 参照

（地区内における公共施設整備の状況）

【重点促進区域 14】

本区域は京奈和自動車道（大和御所道路）の橿原北インターチェンジの近接地であり、大阪、京都、中部圏等をはじめとする広域都市への広域道路ネットワークが充実している他、域内を市道小槻町・十市町線が横断し、当該インターチェンジと国道 24 号を結んでいる。また桜井市、橿原市、大和高田市、広陵町、香芝市を東西に貫く、中和幹線にも近接し、自動車交通の非常に優れた場所である。

その他のインフラについては公共下水道、ガス等については一部未整備であるが、橿原市が関係機関と調整の上、計画的に整備を進めることとしている。

（地区内の遊休地等の状況）

【重点促進区域 14】

本区域内には、遊休地等は存在しない。

（他計画との調和）

【重点促進区域 14】

市街化調整区域内の土地及び農地を重点促進区域に設定した土地については、後述する①～⑥の各種計画を念頭におきながら、その内容に沿って、適正な工業流通系の土地利用の誘導を図っていく。

① 大和都市計画及び吉野三町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針－持続的な土地利用の方針－

「市街化調整区域の土地利用の方針」として、「「保全」と「活用」のメリハリのある効果的な土地利用施策の運用を図る」ことが「基本方針」に掲げられている。

また、「インターチェンジ周辺や幹線道路沿道においては、土地の有効利用を図るため、周辺の環境と調和した、一定の要件に該当する工業・流通業務施設等の立地を引き続き図る」ことが、「秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」に掲げられている。

② 奈良県農業振興地域整備基本方針

農業従事者の安定的な就業の促進の目標として、農業振興はもちろんのこと、工業、商業、観光業、サービス産業など他産業と連携した地域振興を図ることにより安定的な就業機会の確保に努めることとしている。今般、本区域は、地域経済牽引事業の用に供され、新たな雇用の創出を推進するものであることから、本方針と調和したものである。

③ 橿原市第4次総合計画

まちづくりの方向性（基本構想）の1つに「みんなが活力と魅力を生み、賑わいあふれるまち」を掲げ、高い交通利便性などの橿原市の特性を活かした、企業誘致を実現するための立地基盤の整備などの環境づくりを進めることとしている。

④ 第2期橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

橿原市の基本的方向を示す重点施策の1つに「地の利を活かしたしごとの場づくり」を掲げ、京奈和自動車道を活かした企業誘致を進めることとしている。

⑤ 橿原市都市計画マスタープラン

本区域周辺において、京奈和自動車道（大和御所道路）や広域幹線道路の整備効果を活かし、適正な工業流通系土地利用の誘導を図ることとしている。

⑥ 橿原農業振興地域整備計画

橿原市内の土地の利用において、都市的利用と自然的利用が調和した、秩序ある保全・開発することとしている。今般、本区域は、農用地区域外において、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、本計画と調和したものである。

（2）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

【重点促進区域1～13】

定めない。

【重点促進区域14】

土地利用調整区域については、上記（1）を踏まえて設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、以下の方針により調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

14の区域には、農用地区域が存在しないため、農用地区域内で開発を行うことはない。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

14の区域には、集团的農地があり、農用地区域は含まないが第1種農地を約0.6ha含んでいる。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業並びに農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。また、農業経営基盤強化促進に位置づけられる地域計画の策定地を含めないこととし、地域計画の達成に支障を来す事態が生じないようにする。

③ 面積規模が最小限であること

14 の区域内の農地において、やむを得ず、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

14 の区域には、現状、面的整備を実施した農地はなく、面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、本事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取り組みに支障が生じないようにすること

14 の区域には、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項（同法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地はない。今後、農地中間管理機構関連事業が行われた農地中間管理権の存続期間中の農地及び農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされた農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述の①～③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域 1～13】

定めない。

【重点促進区域 14】

本県は、都市計画区域に占める工業系の用途地域の割合が約 2.2%で、市街化調整区域が約 8 割を占めている中で、産業用地の確保は、本県の産業振興の最大の課題の一つとなっており、広域的な幹線道路ネットワークの整備にあわせ、交通利便性の高い地域における産業用地の確保が必要である。

本重点促進区域は市街化調整区域であるため、「大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針―持続的な土地利用の方針―」の「市街化調整区域の土地利用の方針」における「基本方針」を踏まえ、市街化の抑制に重点を置いた視点に、計画的視点を加え、地域の実情に応じた「保全」と「活用」のメリハリのある効果的な土地利用施策の運用を図ることとする。さらに、「秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」を踏まえ、周辺環境との調和、無秩序な市街地拡大の防止および頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」の推進等の観点に十分に配慮して計画的な誘導を図ることとする。併せて、市街化調整区域の地区計画の活用や開発許可制度の運用により秩序ある土地利用の誘導に努めることとする。

また、橿原市都市計画マスタープランの全体構想における「まちづくりの分野別方針」の「土地利用の方針」には、「市街化調整区域内では、地域コミュニティの維持・向上、地

域の特性や様々なニーズに応じて、地区計画制度の適用をはじめとした必要な取組みを推進する」とあるため、本記載を踏まえ、地域の特性に応じた秩序ある土地利用を図ることとする。

立地条件及び対象施設については下記のとおりである。

【重点促進区域 14】

(立地条件)

京奈和自動車道橿原北インターチェンジに近接（指定の区域全体がインターチェンジから半径1 km以内）しており、西名阪自動車道へは10分程度でアクセスできる他、市道小槻町・十市町線が域内を横断し、当該インターチェンジと国道24号を結んでいる。また当該区域の中心から桜井市、橿原市、大和高田市、広陵町、香芝市を東西に貫く、中和幹線土橋南交差点まで直線距離で約900mと県内の自動車交通にも非常に優れた場所である。

本区域の土地利用の調整にあたっては、京奈和自動車道（大和御所道路）や広域幹線道路の整備効果を活かし、本区域の適正な工業流通系土地利用の誘導を図って行く。

なお、奈良県の開発審査会提案基準第14（インターチェンジ周辺地等における特定流通業務施設または工場）では、京奈和自動車道の各インターチェンジから概ね1,000メートル以内等の区域（以下「インターチェンジ周辺等の区域」という。）は、一定の要件を満たす場合に限り、特定流通業務施設や工場の立地が認められている。当該区域は、区域全体がインターチェンジ周辺等の区域に該当している。また、当該地域は、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、浸水想定区域のうち一定の区域に該当しない。

なお、対象となる区域は以下のとおりである。

橿原市 飯高町



(対象施設)

本重点促進区域は、京奈和自動車道（大和御所道路）の橿原北インターチェンジに近接しており、当該道路が西名阪自動車道及び名阪国道に接続していることから、大阪や中京圏へのアクセスに優れた区域である。特に大阪府東部（八尾市、東大阪市等）の産業集積地へは1時間以内の距離となり、当該産業集積地との連携や相乗効果の見込める区域である。今後、京奈和自動車道の未整備区間が開通した際には京都、和歌山方面へのアクセスが向上することも見込まれ、京都府南部や和歌山県北東部に立地する各工業団地との連携も期待される区域である。

こうした地の利を活かし、流通業務施設や当該インターチェンジを活用し原材料仕入れや製品の出荷をする工場（製造業者）の立地を進めることは「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本方針」の第一へ(3)②(v)に該当する。なお、立地施設としては、当地の優れた交通アクセスを活かした工場及び物流施設について、敷地面積1～1.5ha程度の複数施設の立地が見込まれる。

また、地方公共団体が基本計画の重点促進区域内に、高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域（以下、「定める区域」）は、重点促進区域に定める区域と同じである。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「奈良県未来投資促進基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。